

## 喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜茂別町開町100周年PRロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人もこの要綱に従い、平成29年3月31までロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 喜茂別町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又はおそれのある場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を提供する場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマークの変形その他ロゴマーク等の利用が適当でないと認められる場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と町長が認めた場合

(使用手続)

第3条 ロゴマークを使用する場合には、あらかじめ喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用承諾申請書（様式第1号）に、図面、デザインの見本など、どのようにロゴマークを使用するのかが分かる資料その他町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務の一環で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

- (3) 個人又は町内の自治会、ボランティア団体、その他公益的活動を行う団体が地域振興をはじめとする公益的な目的のために使用する場合
- (4) 個人又は団体が、個人的に又は家庭内若しくは当該団体内において使用する場合、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状等の挨拶状に使用する場合（営利目的を除く。）その他これに類する目的のために使用する場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が認める場合

2 町長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該使用が喜茂別町開町100周年のPRに寄与すると認められるときは、ロゴマークの使用を承諾する。

3 町長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用承諾通知書（様式第2号）を、承諾をしなかったときは喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（承諾内容の変更）

第4条 ロゴマークの使用承諾を受けた者（以下「受諾者」という。）が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、喜茂別町開町100周年のPRに寄与すると認められるときは、ロゴマークの使用変更を承諾する。

3 町長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用変更承諾通知書（様式第5号）を、承諾をしなかったときは喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用変更不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 町が定めるデザイン（別記参照）の色、形状等を変更せずに使用すること。

(2) 承諾を受けた用途のみに使用すること。

2 町長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、ロゴマークの使用について条件を付すことができる。

(権利設定の禁止)

第6条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第8条 町長は、使用者（受諾者を除く。）が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

2 町長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第9条 町長は、受諾者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その承諾を取り消すことができる。

(1) 第6条に定める事項を遵守しなかった場合

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) その他この要綱に違反した場合

2 前項の規定による承諾の取消しは、受諾者に喜茂別町開町100周年記念PRロゴマーク使用承諾取消通知書（様式第7号）を交付することにより行う。

3 町長は、前項の規定により、承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを負わない。

(損失等の責任)

第10条 町は、ロゴマークの使用を承諾したことに起因する事故等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、速やかに町に賠償しなければならない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(メディア等への出演)

第12条 使用者は、新聞、テレビ、雑誌等の広報媒体においてロゴマークのイラスト等を紹介する場合、事前に町の実情を得るものとする。

(事務処理)

第13条 この要綱に定める事務については、総務課総務係において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、適宜別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第3条関係)

喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用承諾申請書

平成 年 月 日

(あて先) 喜茂別町長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

※団体、事業者等の場合は、名称・代表者名をご記入ください。

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり喜茂別町開町100周年PRロゴマークのデザインを使用した  
いので申請します。

なお、喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用取扱要綱第2条に該当  
すると認められた場合には直ちに使用を中止することを誓約します。

1	使用目的	
2	使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

【ロゴマークを使用した物品、書籍等の販売又は有料サービスの提供を行う場合は、以下も記入】

3	グッズの種類等	
4	販売価格	円(税抜・税込)
5	販売方法	<input type="checkbox"/> 店舗 (1) 名 称 (2) 住 所 (3) TEL <input type="checkbox"/> インターネット ・アドレス <input type="checkbox"/> その他
6	問合せ先	

※図面、デザインの見本など、どのようにロゴマークを使用するのかが分か  
る資料を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

喜 総 号  
平成 年 月 日

喜茂別町開町100周年ロゴマーク使用承諾通知書

様

喜茂別町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、喜茂別町開町100周年PRロゴマークのデザイン使用については、次のとおり承諾します。

1 承諾内容

2 特記事項

完成品（写し、写真等も可）を提出してください。

3 使用上の遵守事項

- （1）ロゴマークの使用に当たっては、「喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用取扱要綱」遵守するものとします。
- （2）使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- （3）使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、喜茂別町は一切の責任を負いません。
- （4）使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- （5）申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合には、承諾の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- （6）承諾が取り消されたときは取り消しの日から使用することはできません。

様式第3号（第3条関係）

喜 総 号  
平成 年 月 日

喜茂別町開町100周年ロゴマーク使用不承諾通知書

様

喜茂別町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、喜茂別町開町100周年PRロゴマークのデザイン使用については、次の理由により不承諾とします。

理由

様式第4号(第4条関係)

喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 喜茂別町長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

※団体、事業者等の場合は、名称・代表者名をご記入ください。

電話番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付け喜総号に承諾を受けた内容について、次のとおり変更したので申請します。 (変更がある項目のみ記載)

1	使用目的	
2	使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

【ロゴマークを使用した物品、書籍等の販売又は有料サービスの提供を行う場合は、以下も記入】

3	グッズの種類等	
4	販売価格	円 (税抜・税込)
5	販売方法	<input type="checkbox"/> 店舗 (1) 名 称 (2) 住 所 (3) T E L <input type="checkbox"/> インターネット ・アドレス <input type="checkbox"/> その他
6	問合せ先	

※変更内容に応じて、図面、デザインの見本など、どのようにロゴマークをしようするのが分かる資料を添付してください。



様式第5号（第4条関係）

喜 総 号  
平成 年 月 日

喜茂別町開町100周年ロゴマーク使用変更承諾通知書

様

喜茂別町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、喜茂別町開町100周年PRロゴマークのデザイン使用変更については、次のとおり承諾します。

1 承諾内容

2 特記事項

3 使用上の遵守事項

- (1) ロゴマークの使用に当たっては、「喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用取扱要綱」遵守するものとします。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、喜茂別町は一切の責任を負いません。
- (4) 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合には、承諾の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (6) 承諾が取り消されたときは取り消しの日から使用することはできません。

様式第6号（第4条関係）

喜 総 号  
平成 年 月 日

喜茂別町開町100周年ロゴマーク使用変更不承諾通知書

様

喜茂別町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、喜茂別町開町100周年PRロゴマークのデザイン使用変更については、次の理由により不承諾とします。

理由

様式第7号（第9条関係）

喜 総 号  
平成 年 月 日

喜茂別町開町100周年PRロゴマーク使用承諾取消通知書

様

喜茂別町長 印

平成 年 月 日付け喜総号で承諾した喜総号で承諾した喜茂別町  
100周年ロゴマークのデザインの使用については、次の理由により使用承  
諾を取り消します。

理由

別記（第6条関係）

